



12月に入りました。「光陰、矢の如し（こういん やのごとし）」ということわざがあります。「月日が過ぎていくのは、飛ぶ矢のように早い」という意味です。2学期も、令和6年ももう少しで終わりです。2学期の自分自身の取組や、この1年間の自分の成長を、しっかりと振り返りましょう。そして、3学期、さらに成長できるよう、新たな目標を立て、コツコツと積み上げていきましょう。

● 山手中学校区 人権フォーラムを開催しました

12月3日の午後、「山手中学校区 人権フォーラム」を開催しました。山手中学校の1年生と海蔵小学校および大谷台小学校の6年生、約400名が、5、6人のグループに分かれ、人権感覚の向上を目指し、毎年行っているものです。1つのテーマで小中学生が話し合い、その中で「自分を見つめ、自分の価値観を自覚するとともに、ちがいを認め、相手の考え方や価値観を尊重する」こと等を主なねらいとしています。今年のテーマは「本当の仲間とは？」です。「うれしい時に一緒に喜んでくれる」「同じ考えを持っている」「悪いことをしたときに注意し合える」等、9つの項目から大事にする順にランキングをつけていきます。当然、人によってランキングは違います。その後の意見交流で、理由を聞いて共感したり、「なるほどなあ」と自分の考えを広げたりする等、新しい発見やたくさんの気づきがあったようです。



これからみなさんが生きていく社会は、「多様性の時代」です。考え方や感じ方も違えば、大事にしているものも違います。様々な人がいて、お互いにその違いを認めながら、一人ひとりがより良く生き、ともに、より良い社会を作っていくことが求められています。答えのない課題に対して、多様な他者と協力・協働しながら、状況や目的に応じた納得解を見いだすことが、これからの時代に必要な力です。人権フォーラムでの「発見」や「気づき」を、これからの様々な場面でも積み重ねていくことで、社会で役立つ大切な力が身につけていきます。日頃から、様々な考えや価値観に触れることが大切ですね。

● 地域の行事に、積極的にボランティア参加してみよう

海蔵学童保育所で、月に1度、こども食堂が行われています。11月末のこども食堂のお手伝いに、山手中学校の生徒10名が参加しました。受付を行ったり、100人分の食事を配膳したり、ピアノ演奏をしたり、片づけを手伝ったり、マジックショーのアシスタントをしたりと、大忙しでした。参加した中学生は「楽しかった」「来月も参加したい」など、笑顔で答えてくれました。

2学期には、「大谷台地区敬老祝賀祭」や「海蔵歩こう会」、「社会を明るくする運動」、「MOA美術館児童作品展表彰式」など、地域の関係者の理解と協力のおかげで、ボランティアの機会をたくさん作っていただきました。参加した生徒は本当に楽しそうで、終わった後、多くの生徒が「また、参加したい」と笑顔で答えてくれています。誰かのために働くことは、その誰かが幸せになるだけではなく、自分自身も幸せな気持ちになります。タイミングが合えば、自分の住む地域のために、そして、自分自身のために、進んで参加してみよう。



12月15日(日)に滋賀県希望が丘文化公園芝生ランドで行われる「全国中学校駅伝大会」に、本校の女子駅伝部が、三重県代表として出場します。レースの様子は、BS日テレで生中継、TVerで無料ライブ配信されます。女子は11時10分スタートです。応援よろしくをお願いします。

● 自転車を運転し「ながらスマホ」をさわってませんか？

道路交通法が改正され、11月1日から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」「ながらスマホ」の罰則が新しく整備されました。自転車運転中にスマホで通話したり、画面をじっと見つめたりすると、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金が科せられます。さらに、「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられることがあります。この罰則の適用は16歳以上ですが、15歳以下であっても「ながらスマホ」は危険なので、自転車運転中にスマートフォン等を使用してはいけません。



警視庁は、「ながらスマホ」に関わる自転車事故について、今年1月から6月までの半年間で、死亡・重傷事故が全国で18件あったと発表しました。この数字は、昨年と同じ時期の2倍以上で、統計が残る2007年以降で最多ということです。また、「ながらスマホ」に関わる事故は過去5年間で計102件あり、その半数以上が20歳未満です。つまり中高生を含む若い世代に、「ながらスマホ」に関わる重傷事故が多いということです。

また、11月後半に「自転車で信号無視の10歳児が車と衝突。『過失割合100%』保護者に賠償リスク」という記事を目にしました。記事によると、交差点で自動車と自転車の事故があり、車は徐行していたため小学生にケガはなかったようですが、小学生であっても交通ルールを守らずに事故を起こした場合はその責任を果たす必要があるということです。具体的には車の修理代を支払わなければならないということです。もちろん小学生はそんなお金を持っていませんから、保護者が支払うこととなります。交通ルールを守らなかったばかりに、痛い思い、こわい思いをただけでなく、弁償もしなければならない状況になり、保護者に心配だけでなく、負担もかけることとなります。今一度、自分自身の自転車の乗り方を振り返ってみましょう。

先日、大谷台地区の小中学生の見守り隊をしている方のお話を聞く機会がありました。みなさんに安全に登下校して欲しいという思いから、20年以上、自宅の近くの交差点に立ってもらっているとのこと。本当にありがたいことです。「ここ数年、自動車の交通量が大変増えているので、事故が起こらないか心配である」「みなさんが安全に通れるように交差点に横断歩道をつけるよう要望する準備を進めている」「横断歩道を渡るとき、車が止まらないこともあるので、必ず左右の確認をしてから渡ってほしい」など、みなさんの安全を願う強い思いをお聞きました。

一方で、「下校時、学校から離れるとヘルメットを脱いで走っている生徒をときどき見かける」「登校時、学校近くまではヘルメットをかぶっていない生徒がいる。万が一を考えて、誰も見てなくても、きちんとヘルメットをかぶってほしい。」との心配の声も届いています。誰にも見られていないと思っても、地域の方が気にかけてくれています。誰も見ていないと思っても「お天道様(おてんとうさま)」は見ています。何より、自分自身が見ています。安全のためにヘルメットをかぶりましょう。

自転車の乗り方をチェックしてみよう！

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 交差点では左右の確認をしてから渡っている | <input type="checkbox"/> 「止まれ」の標識がある場所では止まっている |
| <input type="checkbox"/> 左側通行をしている | <input type="checkbox"/> 歩道を走るときは歩行者を優先している |
| <input type="checkbox"/> 放課後や休日でもヘルメットをかぶっている | <input type="checkbox"/> 「ながらスマホ」はしていない |

※「車両等は歩行者が道路を横断しているときは、その通行を妨げてはならない」と規定されています。自転車を降りて押していると歩行者扱いですが、自転車にまたがっていると車両扱いです。つまり自転車にまたがって止まっていると、上の規定にはあてはまらず、車は止まらなくてもよいこととなります。自転車を降りていると車は歩行者の横断を優先しなければなりません、すべての車が止まってくれるとは限りません。安全に横断するには、アイコンタクトやハンドサイン等で横断の意志を伝えましょう。

【保護者の方へ】● 間もなく冬休みをむかえます。普段はあまり行かないところへ、自転車で出かける機会も増えるかと思えます。また、日没時刻の前後1時間における死亡事故件数は、10月から12月にかけて最も多く発生するようです。ご家庭でも、安全な自転車の運転について、お話しください。

● 校内でも風邪症状やインフルエンザ等の欠席が増えてきています。調子が悪い時は、無理をせず、体調を整えるようお願いいたします。制服の上着の着用、肌着やカーディガン等の着用、マスクの着用など、体調に合わせて着用するよう、お話しください。